

一般社団法人
助産院いのちね
定 款

平成 29 年 12 月 06 日	作成
平成 29 年 12 月 06 日	公証人認証
平成 29 年 12 月 11 日	会社設立
令和 01 年 09 月 11 日	改定
令和 03 年 01 月 15 日	改定
令和 03 年 05 月 20 日	改定
令和 03 年 06 月 16 日	改定
令和 03 年 10 月 22 日	改定
令和 04 年 08 月 30 日	改定
令和 05 年 11 月 24 日	改定
令和 05 年 05 月 31 日	改定
令和 06 年 04 月 04 日	改定

一般社団法人 助産院いのちね 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人助産院いのちねと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を鳥取県八頭郡智頭町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、「いのちの始まりから終わりまで」の一人ひとりのかけがえのない人生に寄り添い、母と子・夫婦・家族の絆を深め、ともに助けあい、分かちあい、支えあい、成長しあい、次世代につないでいける場となることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 産前産後サポート、産後ケア（宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型）事業
- 2 相談事業
- 3 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- 4 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- 5 公衆浴場法に基づく公衆浴場業
- 6 旅館業に基づく簡易宿所の運営及び管理事業
- 7 喫茶・食堂に関する事業
- 8 いのちの教育事業
- 9 建物の賃貸に供する事業
- 10 診療所の開設及び運営
- 11 前各号に掲げるものの他、当法人の目的の達成に必要な事業

第3章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる、ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第9条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (2) 成年被後見又は被保佐人になったとき。
- (3) 総社員が同意したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名

- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定める事項

（開催）

第12条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（開催地）

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

（招集）

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。
- 3 社員全員の同意がある場合には、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、招集手続きを経ずに開催することができる。

（議長）

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

（議決権）

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

（決議）

第17条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の

議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散及び残余財産の処分
- (4) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令又は本定款で定める事項

(代理)

第18条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第19条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員等

(役員)

第21条 当法人に、理事1名以上置く。
2 理事のうち、1名以上を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事は、社員総会に決議によって社員の中から選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

4 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、法令及び本定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、法令及び本定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括する。

（役員任期）

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（役員解任）

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第26条 当法人は、理事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 資産及び会計

（事業年度）

第27条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第28条 当法人の事業計画書、及び収支予算については、毎事業年度の開始日の前

日までに、代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第29条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成して、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表（正味財産増減計算書）
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（剰余金の不分配）

第30条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第31条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（合併等）

第32条 当法人は、社員総会の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

（解 散）

第33条 当法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属）

第34条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第35条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第36条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時役員)

第37条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 岡野真規代
設立時理事 和田トミエ
設立時理事 三輪よし子
設立時代表理事 岡野真規代

(設立時社員)

第38条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1864番地5
グリーンフォレスト CHIZU 2051号
設立時社員 岡野真規代
住所 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1864番地5
グリーンフォレスト CHIZU 2051号
設立時社員 和田トミエ
住所 兵庫県相生市緑ヶ丘2丁目1番28号
設立時社員 三輪よし子

(法令の準拠)

第39条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 女性と子どものサポートセンターいのちね 設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名する。

平成29年12月6日

設立時社員 岡野真規代

設立時社員 和田トミエ

設立時社員 三輪よし子

令和01年09月11日登記

「役員に関する事項」

「資格」代表理事

「住所」鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1864番地5グリーンフォレストCHIZU2051号

「氏名」岡野真規代

「原因年月日」令和01年06月20日退任

「役員に関する事項」

「資格」理事

「住所」兵庫県相生市緑ヶ丘2丁目1番28号

「氏名」三輪よし子

「原因年月日」令和01年06月20日退任

「役員に関する事項」

「資格」理事

「住所」鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1864番地5グリーンフォレストCHIZU2051号

「氏名」和田トミエ

「原因年月日」令和01年06月20日退任

「役員に関する事項」

「資格」代表理事

「住所」鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1864番地5グリーンフォレストCHIZU2051号

「氏名」岡野真規代

「原因年月日」令和01年07月03日就任

「役員に関する事項」

「資格」理事

「住所」兵庫県相生市緑ヶ丘2丁目1番28号

「氏名」三輪よし子
「原因年月日」令和 01 年 07 月 03 日就任
「役員に関する事項」
「資格」理事
「住所」鳥取県八頭郡智頭町大字大家 407 番地
「氏名」西村佐栄子
「原因年月日」令和 01 年 07 月 03 日就任

令和 03 年 01 月 15 日登記

「主たる事務所」鳥取県八頭郡智頭町大字中原 3 5 9 番地
「原因年月日」令和 03 年 01 月 14 日移転

令和 03 年 05 月 20 日登記

「名称」一般社団法人助産院いのちね
「原因年月日」令和 03 年 05 月 20 日変更
「代表理事住所」鳥取県八頭郡智頭町大字尾見 307 番地 4
「原因年月日」令和 03 年 04 月 01 日変更

令和 03 年 06 月 16 日登記

「役員に関する事項」
「資格」代表理事
「住所」鳥取県八頭郡智頭町大字尾見 307 番地 4
「氏名」岡野真規代
「原因年月日」令和 03 年 06 月 10 日重任
「役員に関する事項」
「資格」理事
「住所」兵庫県相生市緑ヶ丘 2 丁目 1 番 28 号
「氏名」三輪よし子
「原因年月日」令和 03 年 06 月 10 日重任
「役員に関する事項」
「資格」理事
「住所」鳥取県八頭郡智頭町大字大家 407 番地
「氏名」西村佐栄子
「原因年月日」令和 03 年 06 月 10 日重任

令和 03 年 10 月 22 日登記

「役員に関する事項」

「資格」理事
「住所」鳥取県八頭郡智頭町大字尾見 307 番地 4
「氏名」三輪よし子
「原因年月日」令和 03 年 09 月 30 日辞任
「役員に関する事項」
「資格」理事
「住所」鳥取県八頭郡智頭町大字三吉 148 番地
「氏名」志水亮介
「原因年月日」令和 03 年 10 月 01 日就任

令和 04 年 08 月 30 日登記

「役員に関する事項」
「資格」代表理事
「住所」鳥取県八頭郡智頭町大字尾見 307 番地 4
「氏名」岡野真規代
「原因年月日」令和 04 年 08 月 18 日辞任
「役員に関する事項」
「資格」理事
「住所」鳥取県八頭郡智頭町大字三吉 148 番地
「氏名」志水亮介
「原因年月日」令和 04 年 08 月 18 日退任
「役員に関する事項」
「資格」理事
「住所」鳥取県八頭郡智頭町大字大家 407 番地
「氏名」西村佐栄子
「原因年月日」令和 04 年 08 月 18 日退任
「役員に関する事項」
「資格」理事
「住所」鳥取県八頭郡智頭町大字葦津 277 番地
「氏名」寺谷誠一郎
「原因年月日」令和 04 年 08 月 19 日就任
「役員に関する事項」
「資格」代表理事
「住所」鳥取県八頭郡智頭町大字葦津 277 番地
「氏名」寺谷誠一郎
「原因年月日」令和 04 年 08 月 19 日就任

「役員に関する事項」

「資格」理事

「住所」鳥取県鳥取市立川町 5 丁目 77-1 フェリーチェ立川 A102

「氏名」西村宏貴

「原因年月日」令和 04 年 08 月 19 日就任

令和 05 年 05 月 31 日登記

「役員に関する事項」

「資格」理事

「住所」鳥取県八頭郡智頭町大字葦津 277 番地

「氏名」寺谷誠一郎

「原因年月日」令和 05 年 05 月 31 日重任

「資格」代表理事

「住所」鳥取県八頭郡智頭町大字葦津 277 番地

「氏名」寺谷誠一郎

「原因年月日」令和 05 年 05 月 31 日重任

「資格」理事

「住所」鳥取県八頭郡智頭町智頭 1864-5 グリーンフォレスト CHIZU2032

「氏名」岡野真規代

「原因年月日」令和 05 年 05 月 31 日重任

「資格」理事

「住所」鳥取県鳥取市立川町 5 丁目 77-1 フェリーチェ立川 A102

「氏名」西村宏貴

「原因年月日」令和 05 年 05 月 31 日重任

令和 06 年 04 月 04 日登記

「資格」代表理事

「住所」鳥取県八頭郡智頭町智頭 1864-5 グリーンフォレスト CHIZU2032

「氏名」岡野真規代

「原因年月日」令和 06 年 04 月 04 日就任

「資格」理事

「住所」鳥取県八頭郡智頭町智頭 1864-5 グリーンフォレスト CHIZU2042

「氏名」野島未穂

「原因年月日」令和 06 年 04 月 04 日就任

「資格」代表理事

「住所」鳥取県八頭郡智頭町智頭 1864-5 グリーンフォレスト CHIZU2042

「氏名」野島未穂

「原因年月日」令和 06 年 04 月 04 日就任

「資格」理事

「住所」鳥取県八頭郡智頭町智頭 1864-5 グリーンフォレスト CHIZU2031

「氏名」中峯聡子

「原因年月日」令和 06 年 04 月 04 日就任

「資格」理事

「住所」鳥取県八頭郡智頭町中原 118-4

「氏名」植田樹

「原因年月日」令和 06 年 04 月 04 日就任

「資格」理事

「住所」鳥取県八頭郡智頭町中原 118-4

「氏名」植田友紀恵

「原因年月日」令和 06 年 04 月 04 日就任

この定款は、原本と相違ないことを証明する。

鳥取県八頭郡智頭町中原 359

一般社団法人助産院いのちね

代表理事 寺谷誠一郎

印